

H27 介護報酬改定等に関する検討にあたっての意見

平成26年10月15日(水)

第110回 社保審一介護給付費分科会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会

(1) サービス事業所別の収支差率と介護報酬改定の相関性について

- 次年度介護報酬改定にあたって、毎回、「介護事業経営実態調査」(以下、「経営実態調査」という。)結果における、各サービス事業種別における収益率の多寡をどう評価するかが話題となるが、これを報酬の考え方に直結させる論理的根拠が見いだせない。
- 施設系サービスの「収支差率」は、チームケアによる効率的なサービス提供体制の確立や物品購入等における仕入れコストダウン等の経営努力による影響のほか、特に最近では、重度化に伴う報酬単価平均の増加、入院による施設稼働率の低下、更には、介護サービスの充実と重度化に対応するための人材確保困難による人件費率の変動等の影響を受けていることが想定され、一概に経営状況の評価を表すとは言い難い。
- むしろ、サービス毎の事業者の経営状況全般の傾向などの指標として捉え、地域での介護を支えていくために、採算部門と不採算部門をバランスさせていく総合的な事業展開を視野にいれた報酬の在り方を検討すべきである。

(2) 各調査結果の差異に見られる「収支差の幅」に対する「平均値での改定」に伴う大きなリスクについて

- 全国老協で行った「収支状況等調査」では、介護老人福祉施設の収支差率は0.0%(資金的裏付けのない国庫補助金等特別積立金取崩額を含めば4.3%)であり、人件費比率は63.7%に達している。
- また、地域区分別の収支差率についても、都市部の経営難が指摘されている中で、「経営実態調査」では違和感のある結果が示されている。東京都が公表している「社会福祉法人経営分析のための財務指標と都内平均値」では、都内の介護保険事業のみを営む事業者の経常収支差額率は、平成24年度で4.3%となっているが、当該「経営実態調査」では、1級地10.9%、2級地14.5%と大きな差がある。
- 各調査における実施調査年度(月)・回収率・回答施設等の違いはあるものの、全国老協調査で顕著に表れたような厳しい経営実態にある施設・事業所がある以上、平均値で報酬の是非を論じることが中小規模の事業所や収益率の低い事業所に対して、大きなリスクをもたらすことになることについても配慮すべきであり、きめ細かな分析と対応が必要である。

[参考資料]

～介護老人福祉施設の収支状況調査結果（比較）～

※ 調査年度、調査における客体数、回収率等の違いはあるが、調査によって収支差率の違いが大きいことがわかる。

項目名	厚生労働省	全国老協	福祉医療機構	東京都福祉保健局
	平成 26 年介護事業経営実態調査 (H25 年 3 月分)	介護老人福祉施設等 平成 25 年度収支状況 等調査 (H25 決算分)	特養の経営分析参考指標 (H24 決算分)	平成 24 年度の都内社会福祉法人の決算書の分析
人件費比率	57.6%	63.7%	従来型 62.2% ユニット型 58.0% 一部ユニット型 61.7%	介護保険事業のみ経営 (人件費+委託費) 73.5%
収支差率	8.7%	4.3%	従来型 5.7% ユニット型 7.3% 一部ユニット型 5.8%	経常収支差額率(介護保険 事業のみ経営) 4.3%
収支差率	5.5% (注 1)	0.0% (注 2)		

(注 1) 施設整備補助の対象経費に相当する減価償却費 846 千円についても支出計上した場合

(注 2) 国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた場合

(3) 処遇改善実績の詳細な分析による正しい理解について

- 施設系サービスの「収入に対する給与費の割合」の調査結果の取扱いについて、「給与費」の単純比較による評価は適切ではなく、「調査結果のまとめ」にあるような記述は、処遇改善の状況について誤解を招きかねない。
- 施設系サービスの「収入に対する給与費の割合」については、介護老人保健施設の上昇率が最も大きいが(注 1)、「看護・介護職員 1 人当たり給与費」については、介護老人福祉施設では 325,744 円、H23 年調査の 303,443 円に比較して 7.3%の増加率であり、介護老人福祉施設の上昇率が最も大きい。(注 2)
- 介護老人福祉施設では、H23 年調査に比較して、看護・介護職員数が減少しており(注 3)、ユニット型施設の割合が増えつつあるにもかかわらず、職員 1 人あたりの利用者数は増加している。(注 4)
- 深刻な介護人材の不足は、結果として「収入に対する給与費の割合」にも影響している可能性がある。求人難によって給与費総額が伸びない、あるいは逆に特段の優遇措置によって給与費が嵩む等の状況が予想されるため、「給与費」総額の上昇は、必ずしも 1 人 1 人の職員の処遇改善を示すものではないと推測される。
- こうした状況を踏まえ、処遇改善の実態については、「給与費」総額、「看護・介護職員 1 人当たりの給与費」、「看護・介護職員 1 人当たりの利用者数」等の調査結果を総合的に勘案し、職員の充足率向上に資する給与水準を確保できるよう、施設系サービスの公正な比較・評価に努めていただきたい。

給与に関する状況 (比較)

① 収入に対する給与費の割合

調査	介護老人福祉施設			地域密着型介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	14.収入	7.給与費	対収入比	14.収入	7.給与費	対収入比	14.収入	7.給与費	対収入比	14.収入	7.給与費	対収入比
(1) 平成26年調査における「給与費」	26,599	15,320	57.6%	11,152	6,383	57.2%	34,541	19,516	56.5%	29,163	16,428	56.3%
(2) 平成23年調査における「給与費」	26,573	15,271	57.5%	9,816	5,751	58.6%	34,660	18,103	52.2%	26,484	14,624	55.2%
(3) 増減=(1)-(2)	△ 26	△ 49	0.1%	△ 1,336	△ 632	-1.4%	119	△ 1,413	4.3%	△ 2,679	△ 1,804	1.1%
※1 平成23年調査に対する給与費の増減率	0.1%増			1.4%減			4.3%増			1.1%増		

② 職員数・職員給与等の調査結果

調査	介護老人福祉施設			地域密着型介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	H23 A	H26 B	増減率 B/A	H23 A	H26 B	増減率 B/A	H23 A	H26 B	増減率 B/A	H23 A	H26 B	増減率 B/A
(4) 平均定員	68.7人	71.8人	104.5%	26.0人	26.2人	100.8%	92.2人	91.3人	99.0%	57.6人	66.8人	116.0%
(5) 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	37.0人	36.3人	98.1%	16.1人	16.5人	102.5%	43.5人	42.2人	97.0%	32.6人	29.6人	90.8%
(6) 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	303,443円	325,744円	107.3%	279,144円	301,931円	108.2%	317,091円	332,277円	104.8%	342,809円	339,981円	99.2%
(7) 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	1.9人	2.0人	105.3%	1.6人	1.6人	100.0%	2.1人	2.2人	104.8%	1.7人	2.3人	135.3%
※2 (6):平成23年調査に対する人件費の増減率	7.3%増			8.2%増			4.8%増			0.8%減		
※3 (5):平成23年調査に対する「看護・介護職員数」の増減率	1.9%減			2.5%増			3.0%減			9.2%減		
※4 (7):平成23年度調査に対する「看護・介護職員1人当たりの利用者数」の増減率	5.3%増			0.0%			4.8%増			35.3%増		

(4) 特定施設入居者生活介護の調査結果について

- 「特定施設入居者生活介護」の調査結果では、収支差率 12.2% (+8.7 ポイント)、給与費 33.9% (-9.1 ポイント) であり収支差率の上昇と給与費の下降が指摘されている。
- 一方収入を見ると、公定価格である介護料収入が 10,142 千円であるのに対し、保険外の利用料が 10,793 千円と多くなっており、H23 年調査 6,948 千円に比べても大きく上昇している。さらに、介護料収入に対する給与費率は 86.3%となっている。
- 社会福祉法人の事業者では、保険外の利用料収入が急増したり、給与費が急減したりすることは考えにくい。
- サービス付き高齢者向け住宅の登録を受け、特定施設入居者生活介護の事業を実施する事業者の影響が考えられることから、本サービスについて、「経営主体別集計表」を示し、経営主体別の収支差率・給与費を示したうえで、公正な分析と評価が必要である。

遂にここまで…度重なる厳しい報酬改定の影響大

特別養護老人ホームの収支差率は 0.0% に！

補助金等取崩額を含み、ようやく「4.3%」

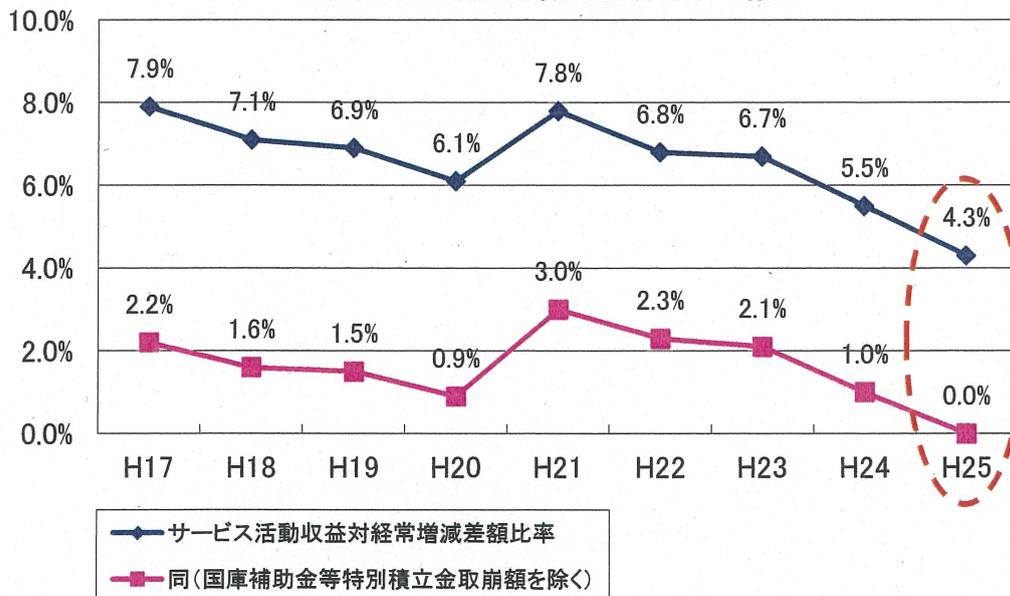
○次期報酬改定がマイナス改定となれば…介護崩壊の危機

全国老施協が毎年行う「介護老人福祉施設等 収支状況等調査」の平成 25 年度分結果（客位数 2,223）がまとまり、特別養護老人ホーム（以下、特養という。）の収支差率は、調査開始以来初の 0.0%（補助金等取崩額*を含めば 4.3%）となることが明らかになった。

特養をはじめとする社会福祉法人では、度重なる厳しい介護報酬改定に対して、経営の効率化を続ける一方、介護従事者への処遇改善についても、平成 25 年度は 84.6%の施設・事業所で給与を引き上げ、平均で月額 7,180 円（月給・常勤）の賃金アップを行っており、平均人件費率は 63.1%に達している。

一部報道等で指摘される「収益余剰」とはかけ離れた実態を示しており、介護従事者の処遇改善、サービスの向上や地域貢献等による地域包括ケアの構築が目指されるなかで、来年 4 月に予定される介護報酬改定が、こうした状況を踏まえることなく厳しい内容で行われれば、処遇改善・キャリアパス構築等のための資金を確保することはおろか、借入金返済、建て替えのための積立、従来のサービスを提供していくことさえままならず、事業体が一層疲弊し、「介護崩壊」を招きかねない危険水域にある。

サービス活動収益対経常増減差額比率の推移



※ 国庫補助金等特別積立金取崩額について

施設整備時、建物等の固定資産の取得に充てられることを目的として受領し、国庫補助金等特別積立金計上された補助金等については、当該設備の減価償却費の期間費用計上に対応して、国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行う。

減価償却費が見かけ上分割払いで固定資産を取得したように損金処理されていくのと同様に、国庫補助金等も見かけ上分割して収益があったように処理するものであり、実際にそれに見合った資金が入金されるわけではない。結果、当該取崩額を除いた収支差率が、実質の収支差率を表示するものである。



全国老施協ニュース

2014.10.01 発行

No.26-03

発行所 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 2 階

Tel.03-5211-7700 Fax.03-5211-7705

Mail. js.jimukyoku@roushikyo.or.jp HP. http://www.roushikyo.or.jp/

※全会員施設に送付しております。